

(受理番号) 3-2	(受理年月日) 令和3年1月28日
<p>件名</p> <p>要旨</p>	<p>陳 情</p>
	<p>「1年単位の変形労働時間制」を条例化しないよう求めることについて</p> <p>文部科学省は7月17日、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための「通知」を発出した。</p> <p>「1年単位の変形労働時間制」は、業務の繁閑を見込み、それに合わせて労働時間を配分するものであり、恒常的な時間外労働がないことを前提とする制度である。しかし、学校では恒常的に時間外勤務が行われており、緊急の打合せや子供の指導等が入ることが頻繁にある。今はコロナ禍によって、かつてない長時間過密労働が生じている。このように導入の前提条件がない中に、文部科学省自身が「業務や勤務時間を縮減するものではない」と認めている「1年単位の変形労働時間制」を導入することは、一層の長時間労働を招き、教職員の命と健康を脅かす大問題である。ゆとりを持って子供と向き合い、時間をかけて授業の準備を行うなど、行き届いた教育を進めることにも支障を来す。</p> <p>文部科学省は、この制度は「各地方公共団体の判断により、選択的に導入できる」とし、条例案作成前に「まず各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談し、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において、……条例等を整備する」と答弁した。しかし現時点において、制度の説明や学校としての「意向」を決めるための民主的な話し合いが行われている学校は、ほとんどない。</p> <p>また、「1年単位の変形労働時間制」の導入は、重大な勤務条件の変更に当たる。地方公務員法にのっとり、「勤務条件に関する事項は職員団体との交渉事項であり、書面による協定を結ぶことができる」「導入に当たっては、職員団体との交渉を踏まえつつ検討」「都道府県で交渉団体との話し合い、市町村での話し合い」は「担保される」などの国会答弁が実行されるべきである。</p> <p>今、学校教育に求められるのは、各学校に感染防止に必要な物的・人的支援を行うこと、20人程度の編制で授業ができるよう、教職員やスタッフの増員、教室の整備など緊急の実効ある措置を進めることである。</p> <p>以上、教職員の命と健康を守り、行き届いた教育を進める立場から、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例を制定しないよう1121名の署名を添えて陳情する。</p>